

総務委員会会議録

平成19年 9月21日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:10

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第100号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第100号「平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について説明させていただきます。配布いたしております「平成19年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下の方に記載いたしておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更等を中心に、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。

今回、1億2474万3千円を追加いたしまして、予算の総額を536億474万3千円にしようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入から主なものについて説明いたします。

使用料及び手数料の旧伊藤伝右衛門邸入場料は、7月までの実績を踏まえまして年間入場者を13万2847人、入場料を3611万5千円と見込み・・・、補正予算資料です。入場料を3611万5千円と見込み、当初見込額との差額3323万2千円を計上いたしております。

国庫支出金、県支出金等の歳入につきましては、歳出予算の計上に伴うものでございます。

なお、財源調整のため財政調整基金を1130万5千円を減額いたしております。

歳出の総務費の新分野進出等企業支援事業費補助金は、ふるさと財団の補助金を活用いたしまして、小規模商品開発を行う市内ベンチャー企業に対して補助するものであります。

民生費の地域介護・福祉空間整備等補助金は、国の補助事業を活用いたしまして、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業の施設整備等のハード事業分4件、ソフト事業分2件に対し補助金を交付するものでございます。

3ページをお願いいたします。商工費で旧伊藤伝右衛門邸において10月2日に開催されます女流王位戦および夜間ライトアップに関連する経費を計上いたしております。

なお、夜間ライトアップは、10月27日～11月4日の9日間、10月26日は、宮崎蒔苳(ふき)様を招いて嘉穂劇場でトークショーを実施するようにいたしております。

なお、資料ではライトアップを10月26日からと記載いたしておりますが、26日は、トークショーに参加された方のみ開放するようにしております。

土木費で法に基づく中心市街地活性化基本計画策定のための、事前調査委託料等を計上いたしております。なお、基本計画は、平成20年度に策定し国へ申請する予定でございます。

教育費の介護支援員の追加は、現在、小学校で介護支援員を7名分を計上しておりますが、障がいのある児童の受け入れ状況により5人分を追加しようとするものです。

小学校英語活動等国際理解活動推進事業は、県の委託により穂波西中学校区の3小学校の5年、6年を中心に小学校英語活動カリキュラムの作成、国際理解活動に取り組むもので、期間は、19年から20年の2カ年の予定です。

4ページをお願いいたします。旧伊藤伝右衛門邸展示室等整備事業は、県の補助事業を活用いたしまして、展示室や駐車場の舗装等を追加して整備するものでございます。

彼岸原遺跡発掘調査事業は、県の委託による県営住宅建替えに伴う調査経費でございます。

以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず旧伊藤邸についての関連で若干ご質問を申し上げたいと思います。

資料によりますと、今回展示室等の整備工事ということで、2カ所の整備工事、邸内の修復工事ありますけれども、それを外しまして、展示室の整備工事を2カ所と駐車場の舗装工事ということで上げられております。

不勉強で申し訳ないんですけども、駐車場の舗装工事ということですけども、場所も分かりませんが、一番隅っこになっておりますけれども、これはもともと何があったところで、これまで例えば駐車場として未舗装のまま利用していたのかどうか、まずちょっとお尋ねをいたします。

○ 文化課長

今ご質問の駐車場でございますけれども、ここにつきましては4月の開館当時から駐車場として利用していたところでございますが、場所的には信号機の方から入りました伊藤邸の一番奥の方の角になります。その部分につきましては、これまで砂利敷のまま使用しておりました。で、名称的には身体障がい者用駐車場というようなことで看板をかけて利用しておりましたが、砂利敷のままでは現実的に車いすで移動すると、あるいは歩いていくというのが非常に不便をかけておりますので、この部分について舗装工事をしたいということで予算計上させていただいております。

○ 永露委員

そうしますとこれまで身障者専用ですか。確か面積が百何十坪、坪でいうと百何十坪ぐらいあるんですけども、それを身障者専用だけですか。お聞きしますけれども、例えばだいたい平均して身障者の方々の利用状況というのはどんなふうなんでしょうか。

○ 文化課長

4月以降の開館状況からいたしますと、概ね2台、3台、多くても5台程度でございます。

○ 永露委員

面積はつきり分かりませんが、現状で利用可能な台数というのはどの程度あるんでしょうか。

○ 文化課長

全面的に430平方メートルございますけれども、建物に近い方につきましては、いろんな瓦の落下とかいう部分もあるといけないというようなことで、そちらの部分を通路にいたしました関係で、今使えるのがだいたい10台程度でございます。

○ 永露委員

それと展示室を整備するんですけども、2カ所離れてあるんですけども、まず現状はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○ 文化課長

展示室2カ所ございます。今、伊藤邸の東側の1階部分につきましては、既に伊藤伝右衛門さんの資料関係を展示しております。今回補正で上げさせていただいておりますのは、その東側の2階部分と西側の奥の方の座敷のところ引き続きあります蔵、これを骨董蔵と呼んでおりますけれども、その部分につきましては、その骨董蔵につきましては現在倉庫の中片付けて、何も入っていない状況でございます。2階につきましては伊藤邸にもともとございました押し入れであったり、タンス的なものが、物入れといいますか、そういったものが2階部分にはございます。現在は何も、1階部分については何もない状況になっております。

○ 永露委員

資料によりますと、骨董蔵及び道具蔵という表示がされておりますけれども、例えば私ども

もよくいろんなこういう施設に行くんですけども、そういう施設に行きますと例えば国宝クラスとか重文クラスのそういう置物とか掛け軸とか表示物があるんですけども、聞くところによりますと、この伊藤邸につきましてはそういったものはまずないと。ほとんどないと。展示するようなものまずないというふうに理解しておったんです。伊藤邸が引き上げたときに全てそういうものはもう持ち去ったということで、現在の旧伊藤邸におきましてはそういう展示に値するようなものは何もないというふうに私は理解しておったんです。私も何回かいきましたけども、そういうもの見たこともありませんし、具体的にこういう整備することはいいんですけども、整備して、何を展示するんですか。

○ 文化課長

この展示室の目的でございますけれども、この伊藤伝右衛門邸のリピーターの確保というようなこと。それから現在活用していない蔵を展示室とするということでございますが、この展示の内容につきましても、今現在、伊藤伝右衛門さん関係の資料だけでございます。ですからあと白蓮関係でございますし、それからここ筑豊の石炭関係の資料展示、あるいは四季折々に応じたいろんな企画展をやってみたり、それは絵画展であっても私はいいと思っておりますし、それからこちらの方の諸々の伊藤邸に関連する品々を展示して、新たなリピーターを呼びたいというふうなことで考えておりますし、また商工は商工としていろんな企画を立ててあるというふうに聞いております。そういった使い方をしたいというふうに考えております。

○ 永露委員

今リピーターの確保ということ言われましたけども、まさにそのとおりなんです。ただいまの現状のままでいくと、別に一度見ればもういいと。また次も見たいという気持ちはなかなか難しい面があると思うんです。ですから、お尋ねをしてるんですけども、具体的にお尋ねいたしますけども、例えば現在の旧伊藤邸に、レポートさせるような価値のあるものは、そういうものを僕は展示すべきだと思うんですけども、現状でそういう展示に値するようなものはございますか。

○ 文化課長

このリピーター確保のための展示ですけども、これまでもいろんなところからいろんなものを借りてきております。例えば宮崎家の宮崎落萼さん、白蓮さんのお孫さんになられる方ですが、そちらの方から白蓮関係の資料、様々な資料借りてきて展示したりというようなこともやっております。ですからそういったものをまたいろいろ研究して、リピーターが来れるような、また喜んで来てもらえるようなものを考えていきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

要するにあなた方が考えておるのは全て借り物でやるということですよ。出所は全て借り物なんです。現実には今の伊藤邸に何があるのかと。レポートさせるようなものは何かあるんですか。今借り物をしてきてやりたいということですけども、借り物と云って限界があると思うんですけども、現在伊藤邸に存在する価値あるものといえば何かございますか。展示に耐えうるようなもの。

○ 文化課長

今いろいろ調査をしている段階ではございますが、座敷の方には隠元和尚が書いたといわれる掛け軸が2幅かかっております。これについてもまだ真贋のほど確認はいたしておりませんので分かりませんが、これも非常にいいものだというふうには聞いております。それから同じ座敷の上の方に、東郷平八郎さんの扁額がかかっております。それから玄関入ってすぐには和協輯睦と書いた、これも扁額かかっておりますが、これは書いたのは昔の百円札の文字、「百円」と書いたその方が書かれた和協輯睦という扁額がかかっております。そういったものもございまして、まだまだ調査して、詳しい内容を調べていきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

今3点ほど言われましたけども、これは現在その建物に設置されておるものでしょ。これ外して展示室持って行くんですか。あり得んでしょ。そのまま置いとくんでしょ。ですからわざわざ展示室の整備することはいいんですけれども、その展示する展示室をお金かけて整備して、それにお客さんをリピートさせるようなものが何かありますかと。借り物言われましたけども、借り物だってこれはあてになりませんから。あるならばおっしゃってください。

○ 文化課長

今ご指摘いただいておりますけれども、今後市民にも呼びかけて、あるいは市民と一緒に企画展、その蔵の中で展示できるようなものを一緒にやっていくというようなことも模索してまいりたいというふうに考えております。

○ 永露委員

分かりました。それと昨年ですか、合併しての、私厚文におりましたんで、合併のときの厚生文教の委員会の中での報告で、今回ちょっと一般質問等でも出ておりましたけれども、レストラン等の設置とかいうこともお話があっておりましたですね。名前もだいたい白蓮御膳とかいう名前も想定されて、こういうものもやりたいということで、そのとき私は重要文化財の指定を受けるということですので、そういうものを受けた場合に、そういうものの設置が可能ですかということをお尋ねしたら、やりようによってはできますということで回答はされておったんですけども、それがいつの間にか立ち消えになったような、しないというような形でおるんですが、その後どのようになっておりますか。

○ 文化課長

伊藤伝右衛門邸の中におけるいろんな今言われましたレストラン的なものでございますけども、一応文化課といたしましては、中でいろんな、観光的な活動というものも可能だということにつきましては、県の文化財の担当あるいは国の方にも確認はいたしております。これの最大限の使える範囲というのは、門司にありますレトロ館といいますか、あのレンガの建物ですが、あの中ではレストランをやっております。国の重要文化財になって最大限に使える範囲はあのレンガ館の使い方、三井倶楽部といいますけれども、三井倶楽部の使い方が限度であろうというふうにいわれておりますので、伊藤邸につきましてもかなり大きな壁を空けるとか、入口を新たに作るかというようなことがなければ相当の部分は可能だと思いますが、実際どのように今後やっていくかということにつきましてはまだ未定でございます。

○ 永露委員

ちょうどもう1年になるんですよ。そのときに私は、いろいろ問題があるけれどもということでご指摘したんですけれども、そういうものも必要だから、前向きにそういうものも考えていきたいということで、言われておったんですけれども、まだこれからも考えるということですか。

○ 経済部長

ちょっと厚文に出ておりませんでしたのでどういう内容か分かりませんが、現在観光基本計画を策定中でございます。その中で伊藤邸の活用についても当然観光基本計画の中で策定して行きたいと考えております。ただ重要文化財指定になりますと、なかなか木造の建築でございますので、火を使うのがなかなか難しいんじゃないかというところで、お弁当あたりを食べるようなところを設置していきたいというようなことで現在検討はいたしております。

○ 永露委員

今部長が申し上げたことを私が申し上げたんです。重要文化財になるとそんな簡単にはできんでしょと。そうしたらはっきりと申し上げられたんですよ。言われたんですよ。重要文化財の指定に仮になっても、こういうところでは無理でしょうけれども、こういう使い方をすればそれはできますと。だからそのときにはっきり、白蓮御膳なんか出てたんじゃないですか、名前まで。資料としていただきましたよ。当時の委員会で、報告で。白蓮御膳、覚えてますよ、

ちゃんと。だから私はそのことを、同じ危惧があったんで言ったらそういうお答えが帰ってきたんです。いかがですか。

○ 経済部長

そういう答弁をさせていただいてたかということですが、現在検討しておるのは、やはり火を使うのは無理じゃないかというふうなことから、お弁当あたりを、白蓮御膳というのも、現在白蓮という名前を使っていかどうかというのもこれなかなか問題がございまして、筑豊ハイツの方で白蓮御膳ということで作りましたけど、待ったがかかりましたので、旧伊藤邸開館記念御膳というような名前で現在筑豊ハイツでは営業してあります。それでそういう弁当を食べていただくというようなところで検討しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 永露委員

はい。それと今言われました一番大事なことですけども、重文の指定については今、私知りませんけれども、なったんですか。今どうなんですか。

○ 文化課長

この重要文化財の指定につきましては、今度11月に、今度の補正にも上げさせていただいておりますが、文化庁の方から来ていただきまして、伊藤邸を見ていただくというような予定をいたしております。そこでいろんな指導を仰ぎながらどの時点でいつの時期に申請するかというようなことの話もさせていただきたいというふうなことで考えております。ですからまだ確定ではございませんけれども、11月のここで指導を受けて、来年の9月くらいに申請ができればいいというふうには今考えて進めておるところでございます。

○ 永露委員

これも1年前の厚文の委員会の中での話ですけども、その可能性についてはどうなんですかと、ぜひ僕らもそういう重文の指定等は必要だと思いますので、なかなか難しいけれども、可能性としてはどうなんだろうということをお願いしたら、その可能性は限りなく高いというふうに、その当時横におられる方かな、どなたかが言われたこと記憶しておりますけれども、現状でその可能性といったものについてはどのようにお考えでしょうか。

○ 文化課長

重要文化財の指定の可能性という部分につきましては、これまで何度か文化庁の方からも寄っていただきましたけど、非常に可能性は高いというふうに考えております。最近、庭の方も見ていただきますと、庭の方も非常に造りがいいというようなことで、併せてこちらの方の調査もよくやっておくようにというようなご指導もいただいております。ですから、可能性としては非常に高いというふうに考えております。

○ 永露委員

私どもが一番今考えるのは、現在ものすごくいいです。伊藤邸の人気はものすごくいいです。ただ、先ほども言われましたように、これからはリピートの問題になるわけですから、もう一度見たい、また来たいというふうに、そのような形での運営、施設の整備もありましようけども、運営等も含めてぜひ努力させていただきたいと思っております。

それと委員長いいですかね、他のも先にさせていただきます。

先ほども資料の中で説明ありましたように、中心市街地の活性化策定ですか、基本計画策定委託がなされております。全部合わせますと二百四、五十万円くらいの経費でされようとしておりますが、資料によりますとアンケート調査が主になるわけです。それを受けて2000年度に国へ申請ということに予定されておりますけれども、まず中心市街地という、今の飯塚市の中での中心市街地という概念についてどのようにお考えなんですか。具体的に聞きますと、今の合併後の飯塚市ですので、合併後の飯塚市にあって、中心市街地とはどこを指すんでしょうか。

○ 商工観光課長

中心市街地の概念といいますのは、今回1市4町で合併をいたしましたけども、旧飯塚市の中心市街地そのままが、中心市街地の概念というふうにとらえております。

○ 永露委員

具体的な内容が、市民アンケートの調査が主になるわけですが、アンケートをとるということですが、例えば具体的に、細かいところはいいんですけども、どのようなものについての内容を、アンケート調査をしたいというふうにお考えなんでしょうか。

○ 商工観光課長

今回アンケート調査を予定しておりますのが、市民ニーズの分析というところがございますので、中心市街地の利用ニーズ、商圏内消費ニーズ、住居ニーズの把握等を今回調査をしたいというふうに思っております。

○ 永露委員

これまでに何回かあったかと思うんですけども、中心商店街のこういう調査の研究委託とかいうのが、確か何度か見たことあるんですけども、よくあるんですけども、例えば今回の市街地、抽象的になりますね、中心市街地の活性化ということになりますと、例えば、まず一番最初に私が疑問に思ったのが、この中心市街地の活性化の調査というのが、その主なウェイトを占めるのが中心商店街なのかなというふうに正直思ったんです。思ったんですけども、都市計画課の予算で上げられておりましたので、何かそれとは別のものでの委託かなと、調査をするのかなと思っておりましたので、今お尋ねをしたんですけども、今3点ほど挙げられましたですね。その中にいわゆる中心商店街に関するものも含まれておるんだらうと思うんです。ですから、資料の中ではあくまでも商工観光課というところで策定事業が上げられておるんですよ。ですから都市計画と商工課の両方にかかっている予算なので、こういうちょっと紛らわしい書き方がなされたのかなと思ってるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 経済部長

今回の中心市街地活性化基本計画につきましては、俗に言うまちづくり三法、都市計画法、中心市街地活性化法、大店立地法、これの改正に基づきまして、改正されました中心市街地活性化法に基づきまして、基本計画を策定しなすということから今回計上させていただいております。

公共公益施設、それからまちなか居住、こういうようにコンパクトなまちづくりをしていくということで中心市街地の活性化基本計画を作るようになっております。都市計画法も絡んでおりますので、従来から中心市街地活性化基本計画の策定業務につきましては、土木費の方で計上させていただいております。

○ 永露委員

もちろん中心市街地を活性化させることももちろん大事ですけども、合わせて言わんとすることお分かりだろうと思しますので、その方法についてもぜひお力を入れていただきたいというふうに思っております。

それでもう1点お尋ねをいたしますが、教育費の中で小学校の英語活動関連の予算がなされております。先ほどの資料の説明によりますと、穂西中学校区の3小学校の5、6年を中心に19、20年の2カ年で実施をするということですが、この穂西の中学校区の3小学校というふうに決められた理由は何ですか。

○ 学校教育課長

これは当初3年間継続の県の事業で小学校発展学習ふくおかプログラム開発事業として取り組んでおったわけですが、県の指定によりまして、穂波西校区というふうになっております。

○ 永露委員

ちょっと分かりませんでした。これは飯塚市がどうのこうのということではなくて、県の指定があったということですか。県が指定してきたということですか。

○ 学校教育課長

県の委託事業として、県の指定に則ってやっておる事業でございます。

○ 永露委員

県の委託ということは分かるんですけども、どこをやるかということに対しては飯塚市は口挟めなかったということですか。

○ 学校教育課長

これは昨年まで小学校英語活動国際理解活動推進事業として、実は昨年から実施をしておった事業なんですね。それが今回、県の施策変更がありまして、そのまま2年次、3年次と引き継ぐことになりまして、そのまま継続して19年、20年度で行うと。だから実際は18年度から行っていた事業でございます。

○ 川上委員

教育費、説明がありました介護支援員追加配置経費についてお尋ねします。

もう、少しまとめた問題意識整理して、お尋ねしますのでよろしく願いいたします。

小学校は22校あるわけですね。おそらく介護支援が必要な児童生徒は全校にいるのではないかと思います。これに対して当初の段階では7校配置し、2学期から補正で今回5名配置するということになりますと、後10校配置が残ることになるわけですね。この辺の、新学期から22校配置しないで、こういうふうに暫時配置していく理由についてお尋ねします。

○ 学校教育課長

これはまず介護支援員を配置して特別支援教育の充実を図るために、本年4月より市内の小学校7校および中学校3校に配置したわけですが、この小学校7校の配置につきましても、各学校からの要望等をお伺いいたしました。そのときに本年度は特別支援学級の複数要求をしていた学校について、それが可能とならなかった学校について、小学校7校配置をしたわけでございます。

その次に、介護支援を学校の中で本当に緊急に必要性があるという学校があるというふうに判断をいたしまして、1学期が終了した段階で学校等に調査をいたしました。そのときに5校が、ぜひ介護支援を必要としたいということの要望等がございましたので、聞き取り調査等を行いまして、この5校については2学期より要望したいということで、今回予算として補正を組ませていただいたわけでございます。

○ 川上委員

市長も教育委員会の方もお金がないというふうに言うので、小学校の方で本来必要なのだけれども、要望するのをためらっているとか、あるいは一旦要望したけれども、いろいろ事情を聞かれて取り下げたというようなことがないか心配したわけです。

若菜小学校がもともと当初要望を上げていたんだけど、事情を聞かれる中で要望を取り下げたというお話ですね。この辺の事情を手短に聞かせてください。

○ 学校教育課長

これは先ほど言いましたように本年4月、つまり昨年度の聞き取り調査を行った段階で、当初これは6年生が卒業したんですよ。それがひとつありました。そしてまた1学期経過する中で学校の状況等を見たときに、いろんな特別の支援を要する子どもがいるということで、再度1学期終了した段階で若菜から、これはまた対象児童が違います。その要望が出てまいりましたので、2学期改めてまた要望を1校、若菜を加えた次第でございます。

○ 川上委員

今の答弁聞いておりますと、お金がないので節約しておるといようなことではないんですね。今後直々に全校に対してアンケートとるんでしょうけど、要望があれば確実に配置すると

いうことでよろしいですか。

○ 学校教育課長

確実に配置するということはここでちょっと断言できないかもしれませんが、特に介護支援を必要とする学校に対しては今後とも調査を行って、要望を実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 川上委員

それは分かりました。もう1点だけお尋ねいたします。

補正予算書の10ページ、小学校費ですが、上の方に8節の報償費があります、34万5千円。校内研修会講師謝礼金と生徒指導推進協力員謝礼金が記載されているわけですが、これは同和教育あるいは解放教育とも言いますね。に、関わるものがないかどうかお尋ねします。

○ 学校教育課長

これは純然たる学校のテーマ研とか、そういったものを校内研修費として上げているものがございます。

すいません、小学校の英語教育に関わる研修費として上げております。

○ 柴田委員

おはようございます。先ほど伊藤伝右衛門邸の件が出ておりました、本当に半年たちまして、皆様の本当にご苦勞を心から感謝したいと思うことと、本当にここまで人が10万人集まっていたかのような状況になったということに、本当に伊藤伝右衛門邸ファンとして、今からもまた、しっかり力を入れていっていただきたいなと思っております。この中で、先ほども出ておりました蔵の件、いろいろあるのではないかと思います、これは私も7、8回足を運びまして、そのときによくこの中が見たいんだけど、見れないかねということが、よく口に出てきております。これ開けていただいて、この中にいろいろ展示していただくものも、今それがひとつの心配ではないかと思いますが、昨年ですか、厚生文教委員会のときに、久兵衛茶屋、ずっとこの伊藤伝右衛門邸のルートを見学させていただいて、久兵衛茶屋等いろいろな資料がございました。そういうのをまた交流しながらそういうものもまた展示というのですか、そういうこともまたしていただければ、かなりの量があの中にもありましたので、そういう交流等もまたお願いできたらいいなと思っております。それと駐車場の件もここに載っておりますが、1つ、ここで尋ねすることではないのかも分かりませんが、今からのお考えとして、今大型の駐車場、一般駐車場を確保していただいておりますが、これは正式な、これから駐車場になっていくのかどうか、その部分、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○ 商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸の駐車場につきましては、現在200号線沿いに大型バス駐車場、それからサーチパーク用地を整備いたしまして一般駐車場、それから先ほどご質問出ておりました身障者用駐車場を伊藤邸の横に設置しておりますけれども、現在国土交通省の遠賀川工事事務所におきまして、河川、川島橋下流域に駐車場の整備が、20年3月を完成予定で行われておまして、大型バス約10台、普通車が約150台駐車可能の駐車場ができるようになっております。その他に旧伊藤邸までの遊歩道、それから市道へのスロープ等も整備されますことから、来場者の主たる駐車場につきましては、そちらの方を利用いただくようになるかというふうに思っております。

○ 柴田委員

今河川敷にということをお聞きしたんですけれど、現在ある一般駐車場、かなりの駐車ができる広いところですが、すごく行くのに便利のいいところなんですね。降りてから伊藤伝右衛門邸に行くという皆様の足どりには大変便利なところじゃないかなと。本当にあそこが正式な駐車場になっていくなればいいのかなどか思ったりいたしております。これ本当な要望

なんですけれど。中にはやはり今見ておりましたが、皆さんお土産を買って帰る姿をあまり見ないんです。みんな手ぶらで帰っていらっしやいますね。ああいう、今あるようなところの駐車場に物産館等と合わせて駐車場にさせていただくと、本当に商店の活性化というのですか、そこにたくさん品物も並ぶことではないかと思っておりますので、そういう考えをしていただけないのかなという想いがございます。今の状況においては本当にお土産を売ってあるんですけれども、あまりご存じなく帰ってあるという状況なんですけれども、将来においてそういう、そちらにという状況はもうないのでしょうか。お聞きしたいと思うんですけれども。

○ 経済部長

今ご質問者言わっしゃられますように、リサーチパーク用地を駐車場に使っております。ただここは分譲予定地でございますので、これから先ずっと駐車場というわけにはまいりません。ただ、企業誘致を行う中で、あそこの土地を今申されましたような物産館等含めて、観光事業に使えるような企業誘致ができないかということで、その企業誘致も行っているのが現状でございます。他の企業が来るかどうか分かりませんが、企業誘致の中でそれは考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 柴田委員

ぜひ商店の発展のためというんですか、飯塚市の。本当にまた地元の方々もいろいろな今ご苦勞をしてあるのではないかと思います、何か希望の持てる地域にさせていただきたいと思えます。そして先ほどお話に出ておりましたお弁当、白蓮弁当ですか、お弁当の件もやはりお話と同じなんですけれども、リピーターを増やしていくには何かそこで一息つけるようなものがないと、何か寂しい気が現在もいたしております。ぜひそういうのを早く考えていただいて、人の足を何度も運んでいただけるような、そして私たちが日頃家庭では味わえない、伝右衛門邸に行けば何か広大な庭、お屋敷に行くと何か気持ちが、日頃味わえない体験をさせていただく、そういうところに何度も何度も足を運べて、また飯塚に来客された方をお連れできるようところに伊藤伝右衛門邸をぜひさせていただきたいと思っておりますので、要望とともによろしくお願いいたします。

○ 兼本委員

先ほど永露委員も質問いたしました中心市街地活性化基本計画策定事業に関連して若干お尋ねいたします。

20年度に基本計画を策定し、国へ申請予定というふうなふうにこの資料の中には記載されておりますが、20年度に基本計画を策定する前には中心市街地活性化協議会等を立ち上げないといかんと思うんですよね。それとの関連はどのようになっているのか。ただまちづくりの市民アンケートだけをとるんじゃなくして、やはりいろんな意味で当然市民が来やすいようなまちづくりということですけどね。今までは基本計画作ろうがそれに関係なく国はその内容を審査することなく補助対象とやってたんですけど、今回はこのように国へ申請しますと、国の方でそれを計画内容を審査して、通れば集中的に補助するという今度のまちづくり三法がそういうことなんですよね。としますと、アンケートをとるということも当然必要性はあると思えますけど、基本計画を20年度に申請するということになれば当然現時点においては協議会などは立ち上げて、それに向かっていろんな検討をされておることだろうというふうには私は考えるわけですけど、どのようになっているわけですか。

○ 商工観光課長

今回補正予算に上げさせていただいております中心市街地活性化基本計画策定事前調査委託料につきましては、基本計画を作成するための必要かつ効果的な事業の位置づけを行うため先ほどもお答えしましたが、客観的現状分析および市民ニーズを分析を行う必要があることから計上させていただいております。今質問者からお話がっております協議会の設置につきましては、それを踏まえまして現在商工会議所と十分検討しながら、当然必要となりますまちづ

くり会社も含めて現在進めておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 兼本委員

もう20年度に申請するんやったら、今そんな悠長なことは言っておれんわけなんよ。だから当然協議会を策定して、今まちづくり会社とかいろんなデベロッパーなんか入れて、当然どの部分をどういうふうにするか、例えば都市計画についても都市計画とも十分審議しながらやっていると、市民のアンケートだけをとって、実際の本来の内容に踏み込まないでアンケートをとったって、私はアンケートをとる意味がないと思うんです。こういうものやりますよという形のもの姿が見えて初めてアンケートの対象になるんだらうと思うんですけどね。今どのようにしたらいいんですか、どのようにやったらいいんですかといったって、それは市民が現状を見ての意識しかないんですよ。現状を見ての。だからそれを協議会でそういうものを作ってどういうふうなものを意見集約にするかというものは、ある程度の姿をやはり市民に見せながら、そしてどういうふうにやったらいいのかというふうなアンケートをとらないと、アンケートをとって、形にあったものを作るというのはかなり難しいんじゃないかと思うんですけどね。逆だと思えますよ、逆だと。こっちを作ってアンケートをとるべきだと思えますよ。でもそこところが商売人らしくない発想なんですけど。モノに対してどういうふうに集客力を上げるかということについてアンケートをとるんだらういいんですけど、どういうふうにしたらいいんですかというものを先にとって、じゃあそのとおりのまちづくりができるかといったらそれはかなり難しいですよ。と思いません。私はそう思いますけどね。私の見解かも分かりませんが。でも私は逆やらうと思えますよ。金額的に大した金額やないからもういっぺんとしたらいいやないかという考え方もあるかも分かりませんが。しかし非常に財政的に厳しい厳しいということですから、1円でもムダ遣いはしたくないはずなんですからね。だからよりよい費用対効果出すためにはどういうふうなアンケートをとったらいいのかということ、私はそちらから考えるべきだと思えますよ。いかがですか。

○ 経済部長

質問者ご指摘のとおりだと思っております。経済産業省が行っております中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上げ支援とか助言、指導の事業の採択を受けましたので、先日経済産業省の関係部署の方から本市に来ていただきまして、関係各課、それから商工会議所等と勉強会等も開かせていただいております。なかなかまちづくり会社が決まりませんので、そのところ置いて、商工関係者、それから市の関係各課と十分協議して、ある程度案を作った中でアンケートにも取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○ 兼本委員

実は8月27日に県の市議会議長会という研修会が福岡市でありました。議長の方から、ぜひいいことだからどうだろうかということでお誘い受けて行ってきました。この中で、このまちづくり三法を実際に立ち上げた建設省の方が今、国土交通省九州地方整備局総務部長という役職で九州の方に来ております。渋谷和久さんという方。この方は来たらいつでも私のノウハウを伝授しますよということを皆さんの前でおっしゃられました。かなり今のまちづくり会社の考え方も、この方の話では若干我々が考えてるのとちょっと違うなど。もう少し緩やかな感じのようにも私は聞きました。だから今国の方ですから、いつまた転勤で遠くに行かれるかも分かりませんが、8月ですから、おそらく今年度一杯くらいは必ずこちらの方におられるんじゃないかなと思いますけど、国土交通省九州地方整備局総務部長の渋谷さん、この方がまちづくり三法の、これを実際に自分が成案したということで、書籍も私は買いませんでしたけど、まちなかの再生、改正まちづくり三法という形の書籍も都市計画協会の中から2500円を出ておるといような宣伝もありました。私の方に印税は1円も入りませんということでしたけどね。この方の話ではですよ。この方の話を聞くと、まちづくり三法に取り組む基本概念がかなり事細かに説明を受けました。我々も議員としての立場で聞いたわけですので、行政の

職員としての立場で聞くとまた違った意味での良さが出るんじゃないだろうか。ぜひ関係部署でこの方、いつでも呼んでください、いつでもどこでも行きますと言われよりました。お酒が好きだからということ言っておりましたから。呼んで勉強会なり、議員もあなたたちもかたりなさいということだったらぜひかたりますけどね。そういう形の中でありましたので、取り組む初歩を間違うとなかなか進みませんので、これもものすごくいい話でした。久留米はボツになりましたという話も当然一発でこの人話されましたからね。だからそういう形の中で国との関係も非常に強い方だろうと思いますので、ぜひ今のような話の中で経済産業省だけではなかなか取り組みが難しかろうと思うんですよ。だからこの方たちの話を聞きながら取り組まれたらどうだろうかと思いますので、せっかく私たちも行きましたので、ひとつ活用していただければ非常にいいことだろうというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

もう1点いいですか。それともう1点、これはふるさと財団の10分の10の補助金ですけど、ここに総務費の中で小規模商品開発補助金ということで、円筒素材切断装置の開発ということになっておりますけど、これは具体的になんですか。

○ 産学振興課長

この補助金につきましては、議員ご指摘のとおり、財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団でございますが、の実施いたします新分野進出等企業支援補助事業に、市内の研究開発型企业であります有限会社エムイーアイが採択をされまして、同事業の小規模商品開発補助金の交付を受けることが決定されたものであります。当該補助事業につきましては、市町村を経由して行う事業であるため、歳入歳出予算に同額の300万円の補正を行っております。なお、この研究開発テーマでございますが、先ほどお話のありましたとおり、円筒形の石英ガラスをローラーで回転させながら垂直に切断をするという機械を開発、研究されるようであります。これは将来的にシリコンウェハー型製造のためのガスを入れる炉に使用するということから今後非常に需要が見込まれるというふうな新商品の研究開発ということになっております。この企業さんにつきましては若干説明をさせていただきますと、この有限会社エムイーアイにつきましては、平成17年11月に設立をされましたベンチャー企業であります。現在福岡県飯塚研究開発センターに入居をされておまして、研究開発に取り組んである企業さんであります。主要な事業といたしましては、省力機械の設計製作、それから超音波洗浄機の設計製作等に取り組まれております。なお過去には産学連携によります新製品の開発に取り組みをされまして、平成17年と18年度に福岡県産炭地域振興センターの新産業創造等基金研究開発事業助成というのも過去に受けられております。

○ 兼本委員

中身はちょっとよく分かりませんが、いずれにいたしましても飯塚市を通じての補助です。うまくいったときによそに出ないように、必ず引っ張って置いてもらわんと、いいものができるよそに行くということも多ございますので、特に工場規模がどの程度いるのか知りませんが、そういうものもできれば相談乗りながらやっていく。できあがった後、出て行ってもらったなら何にもならんわけですからね、そういうところ。そして特に出られないようにするために市報とか何とかでこういうもので飯塚市が財団から研究の中に補助対象の会社として上がりましたよとかいうようなことを、やっぱりPRしていくとなかなか人情味として出るに出れないようなこともありますので、とにかく企業は儲かるためにはどうでもやるわけですからね、倒産したらすぐ逃げますけどね。だけど、そういうことですので、非常に今の話でいくと将来有望だということですので、ぜひ足に絡みついてでも逃がさないようにしていただきたいと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 平成19年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 11:00

再開 11:07

委員会を再開します。

次に、「議案第102号 政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

議案第102号 政治倫理の確立のための飯塚市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。本条例につきましては、郵政民営化法等の施行に伴います関係法律の整備等に関する法律および証券取引法等の一部を改正する法律、この施行に伴いまして用語の整理など関係規定を整備するため行うものでございます。内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。3ページをお願いいたします。

第2条第1項第4号関係でございますが、郵政民営化に伴いまして、郵便貯金の制度がなくなることとなります。そのことから、文言の整理を行うものでございます。

第5号、6号関係につきましては、証券取引法が全面改正されまして、その名称が金融商品取引法となったこと。また金銭信託、これが有価証券とみなされることになったということに伴います条文の整理を行うものでございます。また附則で施行期日を9月30日といたしまして、経過措置を定めております。以上簡単でございますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

今回の条例改正の内容はもう十分理解できます。ただ、この条例は市長独自の条例でありますので、現在飯塚には政治倫理条例が制定されておられません。今後例えばされますと、その内容によって、現在の市長の資産報告との差異が出てくると思うんですね。これまでも旧飯塚市の条例、資産報告の中との差異もありましたけども、それは市長の方が、私の思う範囲では、市長の方が少し厳しかった。少し厳しい面で市長独自の条例でそれを提出をされておったんだろうと思うんですけれども、今後制定されるであろう条例がどのようなものになるかはまだはっきりしておりませんが、それによって現在の市長独自の条例案、内容、資産報告の内容とどういうふうに関連してくるのか、例えば現在の市長の内容の条例の方がより厳しいものであれば、市長としてその厳しいものにしたいということもありまじょうし、逆に今度新しい条例の方が、現在の市長の報告内容よりもより厳しいものが出てくることもあり得ますけれども、そういう場合にはこの条例は、例えばそれに伴いまして、改定をされようとするのか、いやこれは、うちのうちでいくというふうな形になるのか、具体的なものは出てきておりませんが、なんとも答えようがなかろうと思っておりますけれども、そこら辺についての基本のお考えはいかががでしょうか。

○ 人事課長

今回のこの法律、市長に関しましては政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律がございまして、その中で地方自治体の首長、市長も準用して行いなさいという資

産公開の規定でございます。ですから質問者が言われる案件につきましては、その内容がどのようなものか分かりませんが、その条件を見ながら判断させていただくことになろうかと思っております。

○ 永露委員

ですから、もちろんそれです。抽象的なお答えとしてはそれですけども、例えば、もっと現在のものよりも厳しいものが出てきたときにはもちろんそれに対応するための改正等も当然考えていかなければならないというふうなお考えに立っておるのかどうかということ。

○ 人事課長

先ほど申しました、国会議員関係の資産公開の法律で縛られる要件、これは法定要件でございますので資産公開に関しましてはその要件、法定要件は守っていく形になると思います。

○ 永露委員

としますと、今のご答弁によりますと、新しく、例えばできるであろう資産報告の内容に関わらず、現在の条例、国会議員に基づくやつの条例を準用して制定しておりますけれども、あくまでも関係なくにそれでもって行うというお考えですか。

○ 人事課長

あくまでも資産公開に関しまして、国会議員の資産公開の関係の法律、これを準用するように義務規定がございますので、旧飯塚市の政倫条例におきましても、議員さん関係の資産公開と首長、市長、特別職の中でも市長だけにつきましては、全額公開とか、そういった形の制限は付くということでございます。

○ 永露委員

ですから、私が当初申し上げましたように、以前の旧飯塚市における資産報告の内容よりも、私から見れば少し厳しい範囲での資産報告を今されておりますね。全て出すという。金額を全て出すというふうにある部分ではありますね、厳しい面があったと思うんですよ。ですから例えばそれはそれでいいと思うんですけども、それよりももっと、例えば現在の条例よりもより厳しいものを議員とか五役、市長以外のものについての制定がなされたときに、それはそれと。市長の分は市長の分でこうやって決まったんだから、それに無関係に、関係なくにそれで行くんだというふうな基本的なスタンスをお持ちなのかということをお尋ねしておるんです。

○ 人事課長

あくまでも想定の話でございますので、その状況が分かった段階で判断させていただきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

少しくどうですけれども、その時点で判断するということは分かるんです。分かるんですけども、私が申し上げておるのは現行の法に則って、それを遵守すると。でも近いうちでできるであろうそういう議会や他の特別職を含めたものが出来上がったときには、当然それに、より厳しいものが仮にできれば、それに沿うように改正することもありうるというお気持ちではなかろうかと私は思ってるんですよ。思っておるんですから・・・。

○ 人事課長

現行の法定で縛られております要件よりも緩めることはできませんけれども、厳しくすることは可能であろうとは思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 政治倫理の確立のための飯塚市

長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 管財課長

議案書の4ページをお願いいたします。議案第103号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正するものです。

郵政民営化に伴い、郵便差出箱および信書便差出箱、いわゆる郵便ポストですが、その設置に係る行政財産の使用料を定めるものです。

次の5ページをお願いいたします。この別表第2に郵便差出箱および信書便差出箱1個1年、480円の項目を新しく設けるものです。附則で平成19年の10月1日から施行するものです。以上簡単ですが補足説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 飯塚市行政財産使用料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○ 人事課長

「議案第110号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を補足説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。

本議案につきましては、福岡県市町村職員退職手当組合の円滑な運営を図るため、組合の議会の議員の選挙区および定数に関する規定を変更することに伴いまして、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

具体的には市町村合併、それに伴います一部事務組合の統廃合等によりまして、従来の選挙区の構成団体に偏りが生じておりまして、組合の運営に支障があるということから、見直しを行うものでございます。内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

34ページをお願いいたします。これまで9つの選挙区にそれぞれ市町村長側1名、市町村議会の議長側1名の計18名の組合理議会とされておりましたが、これを35ページの方よろしくをお願いいたします。字が小さくて申し訳ございませんが、これを5つの選挙区といたしまして、1区、2区、3区、5区が市長側2名、議会側2名、4区がそれぞれ1名とするもので、そのための条文整理と、別表2を改めるものでございます。飯塚市は旧1区でございましたが、今後は2区となるわけでございます。以上簡単でございますが、補足説明を終了いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「産炭地域活性化基金の配分及び活用について」報告を求めます。

○ 総合政策課長

本年度、産炭地域活性化基金につきましては、福岡県で見直しが行われ、基金の取り崩し方針が今後5年間に示されたものでございます。今日お手元に産炭地域活性化基金取り崩し方針という資料、1枚ものがございますが、それをご参照したいと思っております。総額85億円のうち、市町村に配分の地域振興事業費として、56億5千万円、うち飯塚市7億200万円の配分となっております。これは1つには炭鉱跡地取得支援等基盤整備事業、2つ目に企業誘致等支援事業、工業団地等の土地造成事業等企業立地等に対する事業でございます。3つ目に市町村振興プロジェクト推進支援事業、地域の特性を生かした振興を図るための独自に実施する事業ということでなっております。

次に、県による配分といたしまして、25億7千万円。これは広域振興事業といたしまして、地域振興効果が高い広域的な事業や法失効後の未解決の案件に優先配分ということになっております。なおハード面につきましては、助成率概ね10分の9ということでございます。簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成19年度タウンミーティングの開催結果について」、報告を求めます。

○ 人事課長

平成19年度タウンミーティングの開催結果についてご報告いたします。

8月9日から9月5日にかけて、市内12カ所で協働のまちづくりをテーマにタウンミーティングを開催いたしました。

タウンミーティングではお手元の資料を配布いたしまして、協働のまちづくりに向けました取り組み状況や公共施設等のあり方に関する検討状況を説明いたしまして意見交換をする中で、協働に関する理解を深めていただくことができたものと思っております。今年度の市民の参加者数は1170人ございまして、昨年から見ますと、4カ所で増加したものの全体では260人の減少となりました。減少いたしましたわけでございますけど、意見といたしましてはたくさんのご意見をいただくことができました。また時間の関係などご発言ができなかった市民の方には、その意見をアンケート用紙に記入していただいております。現時点で170人ほどの方から提出がっております。これらの概要をまとめたものを本日資料として提出しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。なおこの概要につきましては、市報やホームページで公表いたしますとともに、いただいたご意見を今後の施策に反映するよう努めてまいります。以上簡単ですが、タウンミーティングの開催結果についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新潟県中越沖地震義援金について」報告を求めます。

○ 総務課長

本年7月16日に発生いたしました新潟県中越沖地震被災者を支援するため、本市で義援金を募集いたしましたので、その集計結果等についてご報告申し上げます。募金箱を平成19年7月20日から8月31日まで市内18カ所の支所、公民館、本庁等に設置いたしました。その結果、義援金総額127万1138円を募集することができました。この義援金につきましては、平成19年度の新潟県中越沖地震義援金といたしまして、新潟県災害対策本部に送付する予定でございます。以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共施設等のあり方について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方の検討について、ご報告いたします。

配付いたしております資料をお願いいたします。前回の委員会で主な公共施設を視察する予定であると報告させていただいておりましたが、先月23日と24日に視察を行っております。

第1専門部会では24日に学校教育施設、文化学習施設等8カ所を視察いたしまして、施設内におきまして施設概要等の説明を行っております。また資料には記載いたしておりませんが、スポーツ施設など39カ所を車中からではございますが、視察し、施設の概要等の説明を行っております。

第2専門部会では23日に社会福祉施設、支所など12カ所を視察し、施設内におきまして施設概要等の説明を行っております。資料には記載いたしておりませんが、産業経済施設等20カ所を車中からではございますが、視察いたしまして、施設の概要等の説明を行っております。

今後におきましては、内部組織であります行財政改革推進会議分科会におきまして、専門部会における協議資料を収集、作成いたしまして、10月ごろから実質協議を行っていただく予定でございます。以上簡単ではございますが、公共施設等のあり方の検討について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

川上委員から「鯉田工業団地造成用地について」、所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その趣旨について説明をお願いします。

○ 川上委員

鯉田工業団地造成予定地の取得については、予定地の形状も変化しておりますが、管財課の方で扱っておるよう聞いております。所管でもあり、総務委員会として事前に現地を調査しておく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ただいま趣旨説明がありましたが、委員の皆さんで何かご意見等ありませんでしょうか。

○ 安藤委員

現地調査、1回行ったわけですが、それから日にちも経っているということと、現在シ

シャモットもずいぶん採られてるということで、川上委員もおっしゃられましたように形状も変わってるんじゃないかということもありますので、ぜひこの点は総務委員会で現地調査したいというふうに思います。意見でございます。

○ 市場委員

今ちょっと所管という言い方で引っかけたんですが、これは所管という言い方からいうと、特別会計ができてもう市民経済になってるんじゃないかと思うんですよ。契約がシャモットのため遅れてるということで、そういう別な理由があれば別なんですけれども、所管という形になると市民経済に行くんじゃないかなという危惧があるんですが、その辺はどういうふうに川上委員考えておられるですか。

○ 川上委員

取得については管財の方で扱っておるというふうに聞いておりますので、当然ながらこの取得については総務委員会の所管だろうと思うわけです。

○ 市場委員

行くのにやぶさかで言ってるんじゃないんですが、財産取得が特別会計も総務委員会の所管ということになりますと、今度の補正でも出てますよね、学校教育の財産取得が。これは当然厚文の方に付託されてるんですよ、すでに。だからこの工業団地の取得が今度総務委員会ということになるんですかね、現実には。その辺は議会事務局、今までの例なんかあったらちょっと教えていただきたいと思うんですが。

○ 議会事務局長

確かに所管で、例えば教育財産の取得等になりますと厚生文教委員会というような形が今まで来ております。ただ今、川上委員さんも言うように、財産の取得の前の時点で、まだ取得まで入ってないかと思えますけれども、現在の時点ではまだ、もちろん工業団地造成に伴う、その内容等にちょっと行きますと特別会計もできておりますので、その工事概要とか、そういうことまで踏み込みますと、所管については市民経済委員会に移るかと思えます。ただ取得議案そのものは、また出たときに議運等でご協議は願いますけれども、特別会計があります所管の市民経済委員会になるのではないかと考えておりますが、ただ現時点での、現況把握というのはまだ管財等の関係でございますので、総務でされても、その部分まではいいというような判断はいたしております。

○ 市場委員

だいたい分かりました。そうすると、もう取得するときにはそのときにならんとどこの所属になるか分からんということでもいいですね。

○ 議会事務局長

実際そういうことでございますけれども、考え方といたしましては、所管が特別会計もできておることでございますので、市民経済委員会に付託と考えることになろうと思えますけれども、現時点でははっきり、まだ上がっておりませんので、それは答弁としては差し控えさせていただきます。

○ 市場委員

そういうことですので、やはりちょっと微妙なところがあると思うんですよね、この案件は。それでも既に市民経済で特別会計ができてる中では、やはり最低でも市民経済の委員長ぐらいには、例えば現地調査行くというような話を通すといったら言い方悪いんですけど、協議をして行くべきやないかなと思いがあって聞いております。その辺、委員長の考えがあったら、お願いします。

○ 委員長

ただいま質問者が申し上げられましたことは、つきましては、市民経済委員長の方に一応お話をさせていただきまして、視察行く可能性があるということで了解をいただいております。

でございます。

○ 市場委員

最後ですけど、結局何でこういうこと言うかという、例えば他の特別会計についてもいろいろ理屈つけたら総務委員会みんな関係するんですね、基本的に。例えばオートレース場にしても職員がおるわけですから、職員の問題とかいうような形があると思うんで、やっぱり慎重にしていけないかんっちゃうのかなという想いで意見述べさせていただきました。以上です。

○ 委員長

ほかに何かご意見ございませんか。

(なし)

では、所管事務調査を行うことについて、採決いたします。本委員会として、「鯉田工業団地造成用地について」所管事務調査を行うことに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、「鯉田工業団地造成用地について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「鯉田工業団地造成用地について」を議題といたします。現地調査を行うため暫時休憩いたします。

休憩 11 : 33

再開 12 : 08

委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、「鯉田工業団地造成用地について」を議題といたします。

川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

ただいま現地を見てまいりましたが、今のところ特に質疑はありません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。